

令和 3 年 8 月 12 日

太宰府市長 楠田 大蔵 殿

太宰府市自治基本条例審議会
会長 嶋田 暁文

太宰府市自治基本条例について（答申）

令和 3 年 2 月 22 日付け 2 太地第 65 号で諮問がありました太宰府市自治基本条例について、太宰府市自治基本条例審議会規則（平成 23 年規則第 29 号）第 2 条の規定に基づき慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

本審議会において、本条例の諸規定が社会情勢に適合したものであるか否かについて慎重に審議した結果、不適合とは認められず、改正の必要はないとの判断に達しました。しかしながら、条例に基づく太宰府市の取り組みにおいては、改善が必要との結論に達しましたので、別冊のとおり運用の改善について提言します。市長におかれては、この提言を最大限尊重し、条例の適切かつ効果的な運用に努めること、またそれによって本条例の前文に明記されている「太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまち」の実現することにより一層取り組まれますよう、切に要望いたします。